



県章

# 山形県公報

平成25年9月13日(金)  
第2478号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域保健福祉課) ……992
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……993
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……994
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 漁業の免許……………(水産課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林課) ……995
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……996
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……997
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……998
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(最上総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……999
- 同……………(新庄病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第818号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
合同会社セカンドハウス彩祐結 山形市嶋北二丁目12番13号	セカンドハウス彩祐結 山形市江南四丁目2番14号	児 童 発 達 支 援	平成25. 8. 10

### 山形県告示第819号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	ソーシャル支援デイサービス 天童市中里七丁目3番13号	通 所 介 護	平成25. 7. 1
株式会社老	デイサービス みへんな えがお 寒河江市大字西根字石川西269番地の1	通 所 介 護	同
株式会社創建コーポレーション	くつろ木吉の原訪問介護事業所 山形市上町一丁目1番86号	訪 問 介 護	同 7. 24
株式会社創建コーポレーション	くつろ木吉の原通所介護事業所 山形市若宮四丁目1番1号	通 所 介 護	同 7. 31

### 山形県告示第820号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人松寿会	長生園介護支援相談センター 寒河江市大字柴橋2246番地の1	居 宅 介 護 支 援	平成25. 5. 25
株式会社レイドゴロワーズ	介護相談センター笑顔 東根市大字野川1318	居 宅 介 護 支 援	同 6. 24

### 山形県告示第821号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	ソーシャル支援デイサービス 天童市中里七丁目3番13号	介護予防通所介護	平成25. 7. 1
株式会社老	デイサービス み～んな えがお 寒河江市大字西根字石川西269番地の1	介護予防通所介護	同
株式会社創建コーポレーション	くつろ木吉の原訪問介護事業所 山形市上町一丁目1番86号	介護予防訪問介護	同 7. 24
株式会社創建コーポレーション	くつろ木吉の原通所介護事業所 山形市若宮四丁目1番1号	介護予防通所介護	同 7. 31

**山形県告示第822号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社グローバル	ソーシャル支援デイサービス 天童市中里七丁目3番13号	通 所 介 護	平成25. 6. 30
株式会社尾花沢タクシー	尾花沢タクシー介護事業所 尾花沢市上町六丁目1番23号	訪 問 介 護	同 7. 26

**山形県告示第823号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社グローバル	ソーシャル支援デイサービス 天童市中里七丁目3番13号	介護予防通所介護	平成25. 6. 30
株式会社尾花沢タクシー	尾花沢タクシー介護事業所 尾花沢市上町六丁目1番23号	介護予防訪問介護	同 7. 26

**山形県告示第824号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ほのぼの会 山形市鳥居ヶ丘26番27号	ほのぼの荘 山形市鳥居ヶ丘26番27号	共 同 生 活 介 護	平成25. 7. 24

## 山形県告示第825号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケア上山金谷 上山市金谷字八反田399番地1	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	平成25. 5. 31

## 山形県告示第826号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アライブ	デイサービス コーデ・E 鶴岡市昭和町7番17号	通 所 介 護	平成25. 8. 28

## 山形県告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アライブ	デイサービス コーデ・E 鶴岡市昭和町7番17号	介護予防通所介護	平成25. 8. 28

## 山形県告示第828号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

免許番号	漁業の免許を受けた者		漁業権の内容	漁業権の免許年月日
	所 在 地	名 称		
海 共 第 1 号	酒田市船場町二丁目 2 番 1 号	山形県漁業協同組合	平成25年3月県告示第247号 （以下「告示」という。）第 1 項第 1 号に記載のとおり	平成25. 9. 1

海 共 第2号	同	同	告示第2項第1号に記載のとおり。ただし、第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは10統以内とする。	同
海 共 第3号	同	同	告示第3項第1号に記載のとおり。ただし、第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。	同
海 共 第4号	同	同	告示第4項第1号に記載のとおり。ただし、第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。	同

#### 山形県告示第829号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 保安林解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
なだれの防止
- (3) 保安林解除の理由  
道路用地とするため
- 3 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
なだれの防止及び公衆の保健
- (3) 保安林解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年9月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡大江町大字柳川字向60番11から		旧	27.3 <small>メートル</small>	9 <small>メートル</small>
同 上まで			26.5	
西村山郡大江町大字柳川字向55番1から		新	32.6 <small>メートル</small>	同上
同 上まで			26.7	

## 山形県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年9月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字柳川字向55番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月13日

## 山形県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上鬼首線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡最上町大字向町字町浦74番3から		旧	48.0 <small>メートル</small>	167 <small>メートル</small>
同 30番1まで			35.0	
同	上	新	63.0 <small>メートル</small>	同上
			30.0	

## 山形県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目加茂線

- 2 供用開始の区間 鶴岡市下川字龍花崎64番108から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月13日

**山形県告示第834号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上川上流村山地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年8月6日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、地図情報レベル2500）

**山形県告示第835号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鶴岡都市計画道路
  - (2) 名称 3・4・36号藤島早田線、3・5・2号十三軒町大泉線、3・5・33号藤島駅上藤島線、3・5・42号湯温海荻田線、3・5・43号弁天島線、3・5・44号鼠ヶ関駅前通り線、3・5・45号葉月橋通り線及び3・6・41号湯温海川岸線
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第836号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
鶴岡都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第837号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
鶴岡都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**山形県告示第838号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
鶴岡都市計画高度地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第839号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画公園
  - (2) 名 称 2・2・61号笹花公園及び2・2・62号藤島駅前公園
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第840号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道最総建第110号
- 2 指定の場所 新庄市五日町字清水川1289番21、1289番22の一部、1289番1の一部、1289番23
- 3 道路の現況 幅員 5.00メートル～6.00メートル  
延長41.26メートル
- 4 指定年月日 平成25年9月3日

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第58号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,018人



選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,858人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,278人	村山市	7,377人	西村山郡	11,977人
米沢市	23,390人	長井市	7,888人	最上郡	12,455人
鶴岡市	37,143人	天童市	16,873人	東置賜郡	11,555人
酒田市・ 飽海郡	34,834人	東根市	12,702人	西置賜郡	8,821人
新庄市	10,329人	尾花沢市・ 北村山郡	7,405人	東田川郡	8,400人
寒河江市	11,545人	南陽市	9,199人		
上山市	9,280人	東村山郡	7,510人		

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
電子計算機の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-626-0110
- 3 落札者を決定した日 平成25年7月10日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 6,253,380円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年5月31日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
X線骨密度測定装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月21日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社シバティンテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号

- 5 落札金額 26,040,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年7月9日